

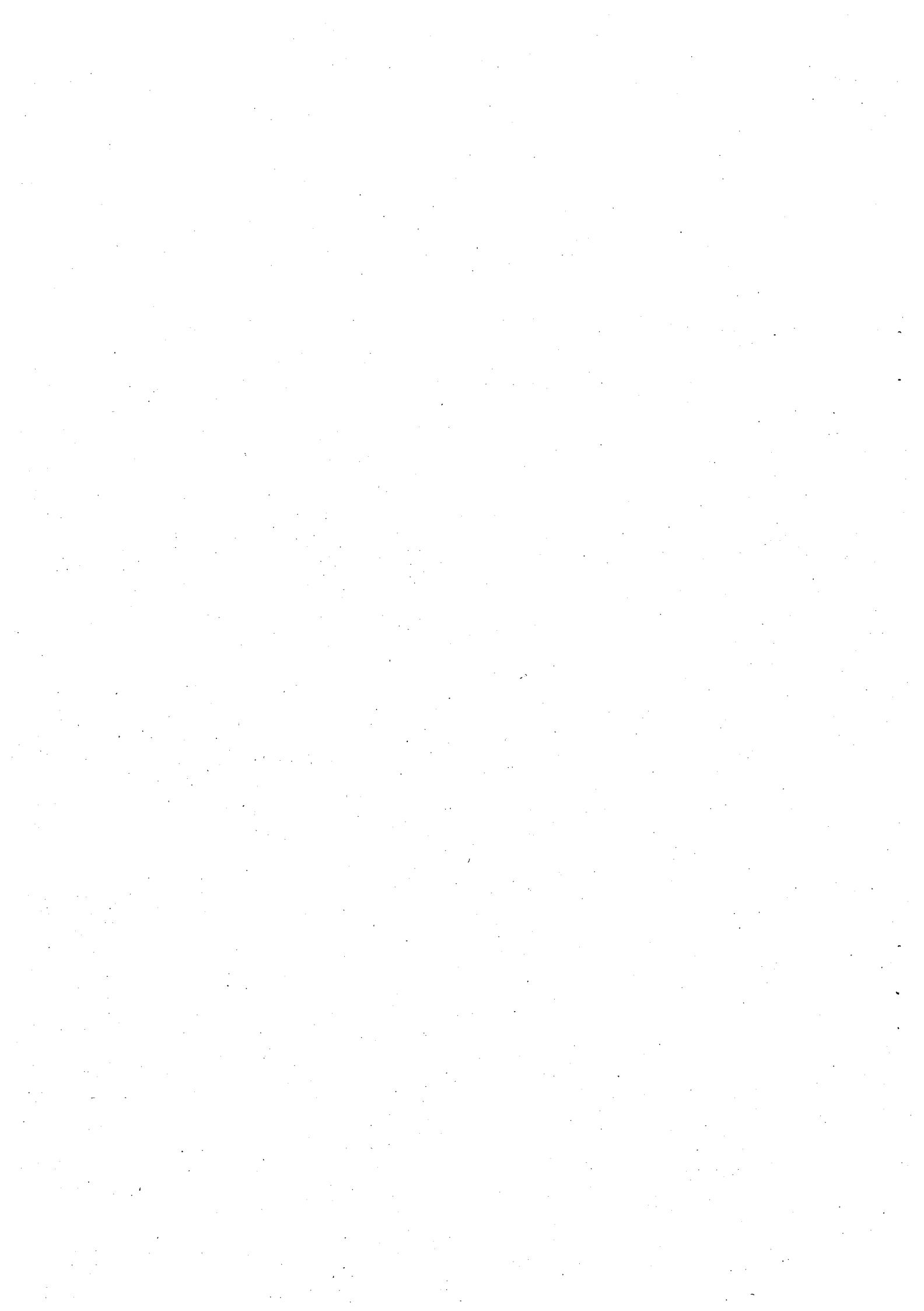
# 総務教育常任委員会資料

(令和2年3月19日)

## 【件名】

- |  |       |   |
|--|-------|---|
| ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について（教育総務課）          | ..... | 1 |
| ・鳥取県庁障がい者活躍推進計画の策定について（教育総務課）          | ..... | 4 |
| ・令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果について（社会教育課） | ..... | 5 |

教育委員会



# 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年3月19日  
教育総務課

一般、總理の要請に基づき、全国一斉の臨時休業を実施してきたところですが、長期間にわたる休業により児童生徒の心身等への影響が現れていること、本県では現時点で感染が確認されていないことなどを勘案し、徹底した感染予防対策を講じた上で、以下の方針のとおり3月18日より県立学校を再開しました。

併せて、公立学校関係者及び保護者に向けて教育長緊急メッセージを発出し、理解と協力を求めるとともに、県の方針等について、市町村教育委員会等へも情報提供し、再開に向けた判断の参考としていただいているところです。このたび、今後の再開後の方針について、まとめましたので、以下のとおり報告します。

## 1 県立学校再開にあたっての基本方針

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日より県立学校を再開。
- 通常の教育活動（授業等）を実施、部活動についても、一定条件下で実施。
- 春休み中も、教育活動（補習等）を実施、部活動についても、一定条件下で実施。
- ・特別支援学校については、児童生徒及び家庭の状況に応じて柔軟に対応。

## 2 各感染期に応じた今後の対応

**県内未発生段階（現状）** ⇒ 可能な限り通常の教育活動を継続

### （1）再開後～学期末（3/24頃）まで

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、通常の教育活動（授業・部活動等）を実施。  
→児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させない。（その場合、欠席扱いとしない。）また、保護者が感染予防のため児童生徒を登校させない場合も欠席扱いとしない。
- 手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。※児童生徒向けのチラシを配布し、学校で実践指導を行う。
- ・終業式については、簡素化するとともに、マスクの着用、消毒液の設置などの万全の措置を講じた上で実施。
- ・学校単位の休業や一斉休業に備えて、ICTを活用した学習形態の横展開を図る。

### （2）春休み期間中（3/25～3/末頃）まで

- ・（1）同様の対応を行なながら、必要に応じて教育活動（補習・部活動等）を実施。
- ・春休み期間を短縮して授業を行うことも可能とする。

### （3）【新年度（始業式、入学式含）以降～】

- ・（1）（2）同様の対応を行ながら、通常の教育活動を実施。
- ・始業式、入学式については、終業式と同様の感染防止策を講じた上で実施。

※ただし、3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえるとともに、感染の状況に応じた柔軟な対応を検討する。

**県内発生早期に移行した場合** ⇒ 可能な限り教育活動を継続

- ・徹底した感染防止策を講じた上で、教育活動（授業・部活動等）を実施
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。  
→感染者の活動地域が広範に及ぶ場合などは、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

**県内感染期に移行した場合** ⇒ 教育活動に一定の制限を加えて継続する方向で検討

- ・3月19日の政府の専門家会議の知見等を踏まえて最終判断する。
- ・クラスター発生のリスクを極力下げるため、手洗いや換気・消毒等の感染防止策に加えて、授業中等における児童生徒密度を下げる工夫を必ず行った上で、教育活動（授業・部活動等）を継続。  
→会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等  
→近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）
- ・クラスを2つに分けて分散登校を行うことで、大人数の集団を作らない工夫をするなど、学校・生徒の実態に応じて柔軟な対応を行う。
- ・児童生徒、教職員に感染者が発生した場合には、当該学校を2週間閉鎖措置とする。  
→学校内での発生が多発する場合には、市町村単位または地区単位、全県一斉での閉鎖も検討する。

※感染が拡大する場合には、県対策本部会議の指示の下、一斉閉鎖等の措置をとる。

## 県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さんへ

# 学校再開に伴う「新型コロナウイルス感染症」の 感染拡大防止のために、御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、全国の多くの学校が臨時休業を行っていましたが、本県では県内の感染状況を考慮し、徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日から県立学校を再開することとしたところです。

### お願い

学校でも感染防止策を徹底しますが、まずは家庭から学校に送り出される際の健康観察の徹底をお願いします。毎朝の登校前には検温していただき、発熱や長引く咳、強いだるさなどの症状がある場合は、無理な登校は控えてください。

また、裏面の手洗いに関する内容をご確認いただき、家庭でも手洗いの徹底をお願いします。

なお、発熱等で感染が心配な場合は、適切な医療機関を紹介してもらいますので、発熱・帰国者・接触者相談センターへご相談ください。また、医療機関での感染を防止するために、取り急ぎかかりつけ医を受診する場合でも、必ず、事前に電話連絡してから受診してください。「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、学校へお知らせください。

### 家庭での感染症の予防対策

- ・ 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理せずに自宅で休養する。
- ・ 「帰宅時」「食事前」「掃除後」「運動後」などにこまめな「手洗い」を徹底する。
- ・ 咳やくしゃみが出る場合は、「咳エチケット」（マスクの着用など）を心がける。
- ・ 人ごみや繁華街など、人が密集する場所への外出はできるだけ控える。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

### 学校の衛生管理の徹底

- ・ こまめな換気（1時間に5～10分程度・2方向の窓を開ける）を行う。
  - ・ 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）の消毒を行う。
  - ・ 児童生徒が共用する物品（ボール・バットなど）の消毒を行う。
  - ・ 児童生徒が密集しないよう空間を工夫する。（マスクがない場合は2m以上あける）
  - ・ 近距離での会話や発声、合唱を避ける。
  - ・ 部活動を行う場合は、感染防止に十分配慮しながら、短時間での効率のよい活動を心がけるとともに、活動後の衛生管理や、用具の消毒等を行う。
- } 最低1日1回以上

### 学校の備蓄の確認

- ・ 感染症が発生した際には、校内の消毒作業を学校の教職員で行う。
- ・ マスクやビニール手袋、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）等の備蓄の確認を行っておくこと。

### 県内の相談窓口

感染したかもしれないなど、心配なことがあれば、以下の発熱・帰国者・接触者相談センター等に連絡してください。

#### ○発熱・帰国者・接触者相談センター（24時間対応）

東部地区（鳥取市保健所内） 0857-22-5625（時間外0857-22-8111）

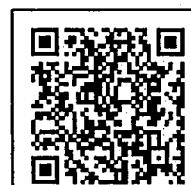
中部地区（倉吉保健所内） 0858-23-3135、0858-23-3136

西部地区（米子保健所内） 0859-31-9317、0859-31-0029

#### ○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527（時間：午前8時30分から午後5時15分）



感染症対策へのご協力をおねがいします

# 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、  
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。**

## 正しい手の洗い方

手洗いの  
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



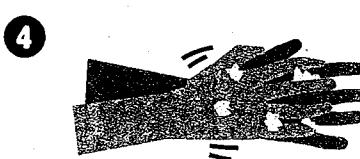
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、

清潔なタオルやペーパータオルで  
よく拭き取って乾かします。

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



## 鳥取県庁障がい者活躍推進計画の策定について

令和2年3月19日  
人 事 企 画 課  
教 育 総 務 課

令和2年4月1日に施行される改正障害者雇用促進法において、地方自治体においても事業所としての「障がい者活躍推進計画」の策定が義務付けられたところです。

本県では、障がい者を対象にした集合型のワークセンターの開設や正職員採用試験の精神障がい者枠の設定など先導的な取組を進めているところではありますが、雇用率の更なるアップはもとより、障がいのある職員がいきいきと活躍できる職場づくりが重要です。

ついては、県庁全体を挙げて障がいのある職員がより一層活躍できる職場づくりに取り組むため、以下のとおり計画の策定を行います。

### 1 計画の数値目標（案）

項目		現状（令和元年度）	目標（令和6年度）
障がい者雇用率	知事部局	3.25%	3.5%
	教育委員会	2.16%	2.5%

（※法定雇用率は、知事部局2.5%、教育委員会2.4%）

#### 〔障がい者雇用率の推移〕

（単位：%）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
知事部局	2.63	2.33	2.27	2.39	2.65	2.95	2.92	3.17	3.21	3.25
法定雇用率		2.10			2.30				2.50	

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
教育委員会	1.74	1.63	1.67	1.83	2.54	2.75	2.74	2.60	2.55	2.16
法定雇用率		2.00			2.20				2.40	

### 2 計画に盛り込む主な内容

項目	新たな方策
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者雇用推進チームの新設 障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関で構成し、障がいのある職員に対する職場定着に向けた具体的取組の検討や本計画のフォローアップ等を行う。</li> <li>○障がい者相談窓口の新設 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる職員が相談できる窓口を設置し、個別相談に応じるとともに、案件によっては専門の支援機関と連携して対応する。</li> </ul>
職場定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>○採用前実習の実施 常勤職員の採用試験の合格者は、当該者の就業経験に応じて正式採用前に、業務適応を確認するための「採用前実習」を実施し、早期の職場適応を支援する。</li> <li>○ならし勤務の実施 フルタイム就業の経験がない者は、本人の希望に応じ、フルタイム勤務となる正式採用前に、短時間の勤務から開始する「ならし勤務」を可能とする。</li> <li>○ワークセンター職員のステップアップの取組 障がいのある職員の意欲や能力に応じて、集合配置のワークセンターから個別配置の事務補助業務へのステップアップの仕組みを整備する。</li> <li>○人事管理面の配慮（小休止の弾力的運用等） 障がいの特性から生じる疲労の回復を図るため、1日につき1時間以内の小休止行為の弾力的運用を行う。</li> <li>○障がい理解の促進 障がいのある職員とない職員が共に働きやすい職場環境の整備を図るため、全ての所属を対象とした障がい特性への理解を深める研修を開催する。</li> </ul>

※教育委員会も知事部局に準じた取組を行う。

#### 〔参考〕検討の経過

計画の策定にあたって、障害者就業・生活支援センター及び障害者職業センター等の関係機関と意見交換を行うとともに、障がいのある職員との面談を踏まえ、プレ雇用、ステップアップ、小休止の弾力的運用などの新たな取組に対して前向きな意見をいただき、計画に反映することとした。

# 令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果について

令和2年3月19日  
社会教育課

児童生徒・保護者を対象としたインターネットの利用に関するアンケートを実施したので、その結果を報告します。

## 1 調査概要

- (1) 目的 インターネット利用に係る子どもたちの実態調査を行い、児童・生徒、保護者及び学校等への啓発につなげる。
- (2) 実施時期 令和元年9月（前回調査：平成27年9月）
- (3) 対象 小6、中2、高2とその保護者及び未就学児（年長）の保護者のそれぞれ10%程度を抽出して実施
- ＜回収数＞ [児童生徒] 小6:554人、中2:542人、高2:496人  
[保護者] 小6:456人、中2:468人、高2:381人、年長児:395人 計:3,292人

## 2 調査結果の概要

### 【利用状況・時間・依存傾向】

#### ①自分専用の電子メディア機器の所持状況（新規項目）

- スマートフォン所持率は、高2で全国平均と同程度、中2では全国平均以下。小中高ともに約7割が自分専用のゲーム機を所持。

	スマートフォン	ゲーム機
小6	24.0% (全国 小4~6:20.9%)	71.8%
中2	38.2% (全国 中1~3:57.5%)	68.1%
高2	96.4% (全国 高1~3:99.9%)	67.1%

#### ②インターネット利用・電子メディア機器利用状況（①の自分専用機器以外での利用を含む）

- インターネット利用率は、全国平均より低い傾向だが、H27調査より小6で7.2ポイント、中2で3.1ポイント増加。
- H27調査と比べ、スマートフォンの利用は高2では差がみられないが、小6で9.1ポイント、中2で24.3ポイント増となり、タブレットの利用は小6で10.8ポイント、中2で15.5ポイント、高2で19.2ポイント増となった。また、小6で約7割がスマートフォンを、約8割がゲーム機を利用するなど、電子メディア機器の利用が児童・生徒に浸透。

#### ＜インターネット利用率＞

#### ＜電子メディア機器利用状況＞

	R1鳥取県	H30全国	H27鳥取県
小6	88.1%	85.6%	80.9%
中2	89.3%	95.1%	86.2%
高2	95.4%	99.0%	96.2%

	スマートフォン	パソコン	タブレット	ゲーム機
小6	69.0%	39.4%	53.4%	79.2%
中2	67.3%	44.5%	54.8%	69.0%
高2	94.8%	50.2%	43.1%	56.7%

#### ③インターネットの利用時間

- インターネットを利用している児童生徒のうち、平日の利用時間が2時間以上の割合は、小6で30.7%、中2で38.6%、高2で62.3%であり、全国平均と比べ低い。（全国 小4~6:39.4%、中1~3:61.0%、高1~3:82.6%）
- 全回答者のうち、平日2時間以上インターネットを利用する割合は小6で27.1%、中2で34.4%、高2で59.5%。高2の23.2%は1日4時間以上利用。

#### ④依存傾向（新規項目）

- 病的な使用（依存傾向）の疑われる割合は、全国平均（中:12.4%、高:16.0%）よりかなり低いが、小6で4.3%、中2で5.9%、高2で10.5%存在。

### 【インターネット利用によるトラブル等】

#### ⑤インターネット利用によるトラブル経験

- トラブル経験は「特になし」が大半でありH27調査より増加しているが、小6は「人間関係のトラブル」が増加（1.5%→2.7%）、高2は「使いすぎによる睡眠不足」が増加（11.9%→15.0%）しているほか悪口等を書かれたケースも増加。
- トラブルがあった際に、家族・学校等に相談した割合は上昇したが、「何もしなかった」と回答した児童・生徒も3~4割存在。警察・相談窓口への相談はほとんどしていない。

## ⑥インターネット上の知り合い

- ・インターネット利用者のうち「インターネット上の知り合いがいる」割合は、小6で37.6%（H27:16.5%）、中2で36.9%（H27:36.4%）、高2で51.4%（H27:37.4%）であり、小・高で前回調査より大幅に増加。「100人以上」知り合いがいる児童・生徒がいずれの学校種も4~5%程度存在。知り合ったきっかけは、オンラインゲームが多いが、中・高ではSNSも多い。

## 【家庭でのルール】

### ⑦家庭でのルール

- ・児童・生徒、保護者ともに家庭で何らかのルールがあるとした割合は全国平均を上回っており、小6・中2ではH27調査より増加しているが、高2は下がっている。
- 「家庭で何らかのルールがある」と回答した児童・生徒・保護者の割合
  - 〔児童・生徒〕 小6:83.2%、中2:70.9%、高2:36.2%
  - 〔保護者〕 小6:94.6%、中2:91.2%、高2:77.4%
- ・H27調査同様に保護者と児童・生徒の意識の差は学校種が上がるにつれて大きくなっているが、差の改善がみられる。ルールを親子で話し合って決めた割合も全学校種で1割前後上昇。
- ・「インターネット上の知り合いと会わない」とのルールがあるとする割合は小6では保護者・児童ともに3割台（保護者36.2%：児童30.5%）であるが、中2（保護者41.1%：生徒23.1%）、高2（保護者36.2%：生徒10.1%）と認識の差が開く傾向。

## 【危険性等に関する学習状況（保護者・児童生徒）】

### ⑧保護者の学習状況等

- ・保護者がネット利用の危険性等について学習した経験は全国平均より高く、全調査対象でH27調査よりも増加しており、特に、講演・研修会による学習経験が増加。
- ・小～高の保護者は9割以上が学習経験があるが、年長児保護者は8割程度にとどまる。
- ・スマートフォンのフィルタリング設定状況は、学校種が上がると設定率は上がっているものの、「設定なし」「解除した」が合わせて十数パーセント（小6:11.8%、中2:15.9%、高2:16.1%）ある。
- ・SNS・オンラインゲーム・動画投稿等については、児童・生徒は多く利用しているが保護者の利用は少なく、保護者による子どもの利用状況把握に課題がある可能性。

### ⑨児童・生徒の学習状況

- ・「学校の授業」で危険性について学んだ割合が全学校種で8割を超え、学校種が上がるにつれて増加。特に小学校でH27調査より13.0ポイント増加し、情報モラル授業の実施が定着。

## 【未就学児の電子メディア機器・インターネット利用状況】

### ⑩未就学児の電子メディア機器・インターネット利用状況

- ・年長児のインターネット利用率は全国平均（5歳:67.8%）より低いものの55.2%と半数を超える。
- ・年長児の6割弱がスマートフォンを、4割弱がタブレットやゲーム機を利用しており、スマートフォンで17.3ポイント、タブレットで15.3ポイントH27調査より増加。
- ・年長児が電子メディア機器を平日1時間以上利用する割合は19.2%とH27調査より7.3ポイント増加。6.8%は平日2時間以上利用。
- ・年長児保護者について、自身のスマートフォン等の利用時間が長いほど、その子どもの利用が長くなる傾向が見られた。

## 3 今後の対応

市町村教育委員会及び各学校、PTA、県警本部、知事部局等の関係機関と連携しながら、子どもたちが電子メディア機器と正しく付き合うための施策を検討・充実する。

・児童・生徒がインターネット利用の危険性やルールについて学校・家庭等で学び、考え、話し合う機会の充実

例) ○毎年度作成する情報モラル教育教材（電子メディアとの付き合い方学習ノート）において、依存・人間関係のトラブル・犯罪被害等の防止を意識した事例を取り上げ、学校や家庭で学び、考え、話し合う機会の充実

○児童・生徒のワークショップ等で全県共通の標語を作成し、今後の啓発に活用

○電子メディアとの付き合い方に係る自由研究の支援企画を実施

○学校への情報モラル教育専門家の派遣事業の対象校数増と疑似体験型授業のメニュー化

○幼稚園教諭・保育士等に対する研修・啓発

・乳幼児保護者も含め保護者が子どものインターネット利用の実態、家庭での話し合いやルールづくりの必要性について学ぶ機会の充実

例) ○PTAと連携したフォーラム等 ○乳幼児保護者対象の啓発チラシ・イベント等

○保護者研修会等への講師派遣事業について乳幼児保護者等による活用を促進

# 令和元年度インターネットの利用に関するアンケート結果（概要版）

令和2年3月  
社会教育課

## 1 調査目的

スマートフォンやゲーム機等、電子メディア機器の普及やSNS等のコミュニティサイトの拡大により、子どもたちの生活習慣の乱れや犯罪につながる行為が憂慮されていることから、インターネット利用に係る子どもたちの実態調査を行い、その結果を児童生徒、保護者及び学校等への啓発につなげていく。

## 2 調査方法

(1) 実施時期 令和元年9月2日～9月20日

(2) 対象者 小学校6年生、中学校2年生、高等学校2年生とその保護者及び未就学児（年長）の保護者（それぞれ10%程度を抽出して実施）

	学校(園)数(校・園)	児童・生徒(人)	保護者(人)	計(人)
年長児	16		395	395
小学校6年	16	554	456	1,010
中学校2年	10	542	468	1,010
高等学校2年	16	496	381	877
	58	1,592	1,700	3,292

### (3) 対象機器(6機器)

携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機

【注】本書において以下の表記は、それぞれに記載するものを差す

○「H27調査」

「平成27年度インターネットの利用に関するアンケート」鳥取県教育委員会

対象者：小6、中2、高2とその保護者及び就学前の保護者（3,376人）

○「全国調査」

「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官

対象者：満10歳から満17歳の青少年とその保護者、0歳から9歳の子どもの保護者（8,771人）

## 3 調査結果の概要

### (1) 児童・生徒調査

#### ①自分専用のメディア機器所持状況（対象：全回答者）

スマートフォン所持率は、小学校・高校で全国平均と同程度、中学校では全国平均以下と考えられる。

小中高ともに約7割が自分専用のゲーム機を所持している。

	スマートフォン	携帯音楽プレーヤー	ゲーム機
小6	24.0% (全国 小4~6:20.9%)	21.5%	71.8%
中2	38.2% (全国 中1~3:57.5%)	38.9%	68.1%
高2	96.4% (全国 高1~3:99.9%)	39.3%	67.1%

※（ ）書きは、全国数値（鳥取県教委試算）。全国の数値は、「全国調査」において、インターネットを使用している児童・生徒が自分専用のスマートフォン（格安スマホ・機能限定スマホ・子ども向けスマホ・契約期間が切れたスマホ含む）を所持している割合から試算。なお、全国調査の数値は、本調査とは対象年齢が異なる。

※自分専用の機器所持率は今年度初めて調査を行った。

②電子メディア機器の利用状況（①の自分専用の機器以外での利用を含む。対象：全回答者）

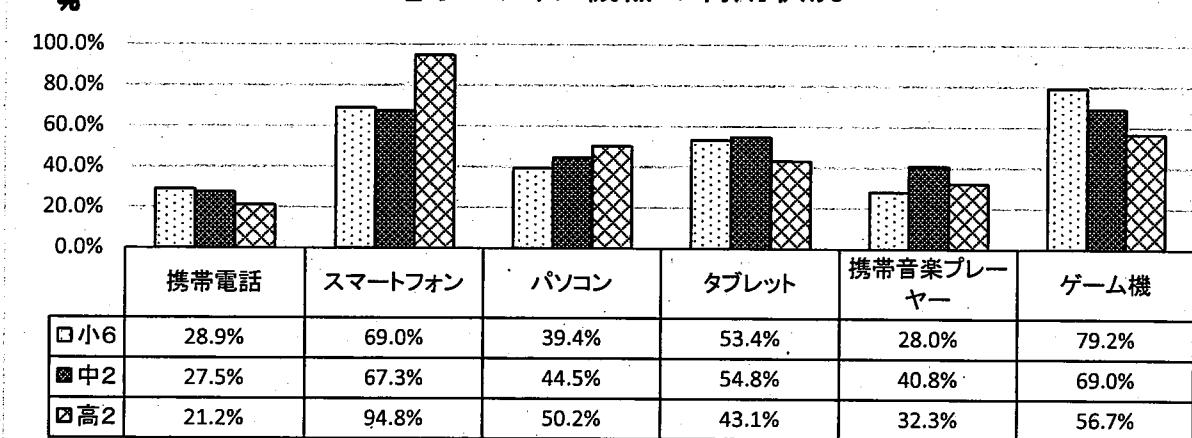
スマートフォンについて所持率との比較を行うと、

小6:所持率24.0% → 利用率69.0%(45.0ポイント多)

中2:所持率38.2% → 利用率67.3%(29.1ポイント多)となる。

「H27調査」と比較すると、スマートフォンの利用は高2では差がみられないが、小6で9.1ポイント増、中2で24.3ポイント増となり、タブレットの利用は小6で10.8ポイント増、中2で15.5ポイント増、高2で19.2ポイント増となった。

### 電子メディア機器の利用状況



③インターネットの利用率（①の自分専用の機器以外での利用を含む。対象：全回答者）

インターネットの利用率は、「H27調査」に比べ、小6で7.2ポイント(H27:80.9%→R1:88.1%)、中2で3.1ポイント(H27:86.2%→R1:89.3%)増加している。

中2については全国平均(中1~3)より5.8ポイント、高2については全国平均(高1~3)より3.6ポイント低い利用率、小6では全国平均(小4~6)より高い利用率となっている。ただし、いずれも調査対象学年が異なるため、単純比較できない。

#### インターネットを利用している割合

	R 1 鳥取県	H 3 0 全国(※)	H 2 7 鳥取県
小6	88.1%	85.6%	80.9%
中2	89.3%	95.1%	86.2%
高2	95.4%	99.0%	96.2%
平均	90.8%	93.2%	87.6%

※全国調査の数値は、小学校4年生から6年生の平均値、中学1年生から3年生の平均値、高校1年生から3年生の平均値となっており、本調査と対象が異なる。

#### ④インターネットの利用内容（対象：インターネットを利用する児童・生徒）

どの学校種においても動画視聴の利用割合が一番高い。

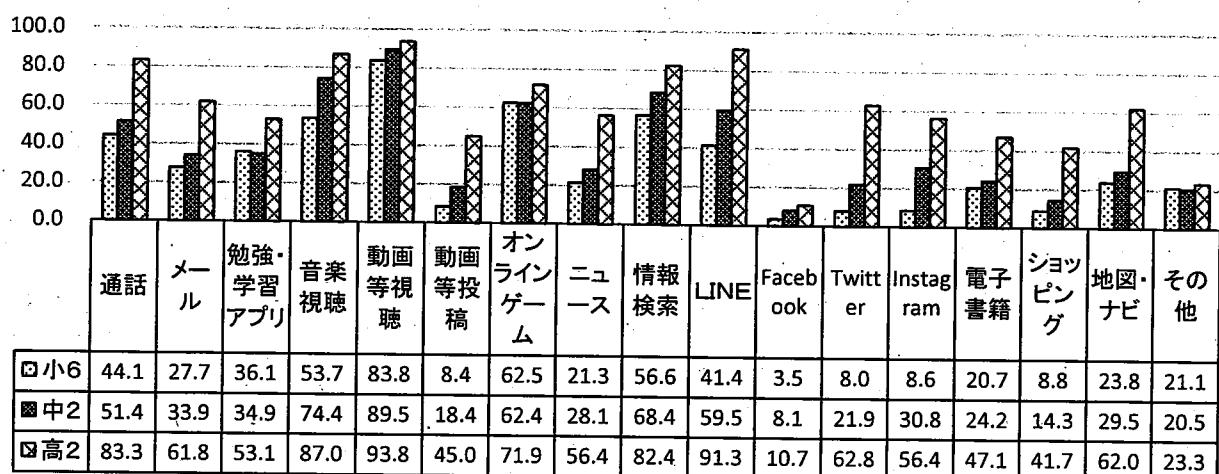
オンラインゲーム、音楽視聴、情報検索、LINE等の利用割合も多い。

高校生になると、TwitterやInstagramの利用が急増している。

いずれの学校種においても、動画視聴、オンラインゲームは、児童・生徒の方が保護者よりも高い割合で利用しており、中2、高2では、このほかに動画等投稿、Twitter、Instagramにおいても、生徒と保護者の利用状況に大きな差が見られた。

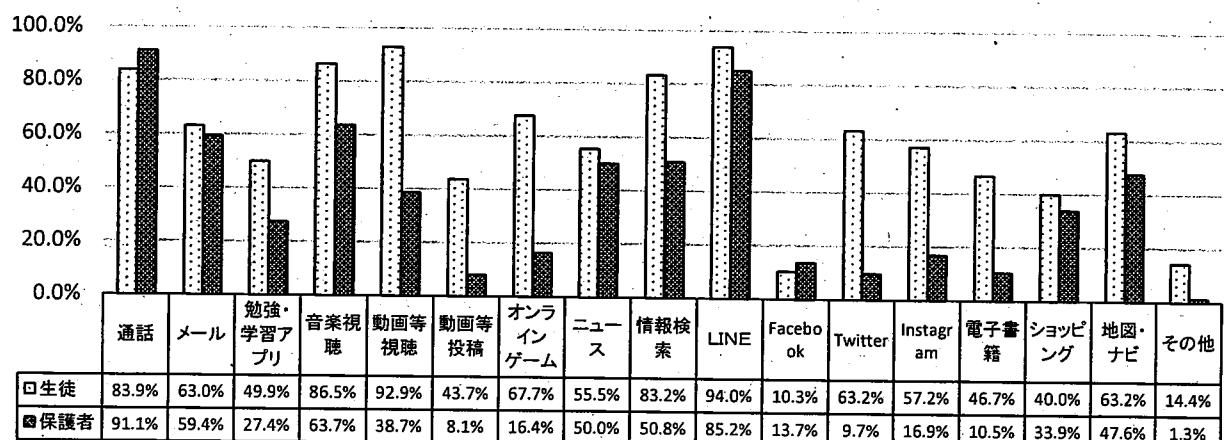
%

#### インターネットを利用している内容



%

#### 〈高2生徒・保護者〉スマートフォン(保護者のみ携帯電話も含む)の利用内容の比較



※小6・中2の児童・生徒と保護者の利用内容についても比較を実施している。

## ⑤インターネットの利用時間（対象：インターネットを利用する児童・生徒）

インターネットを利用している児童・生徒のうち、平日2時間以上利用している割合は、小6で30.7%、中2で38.6%、高2で62.3%であり、学校種が上がるほど長時間利用となる傾向がみられる。

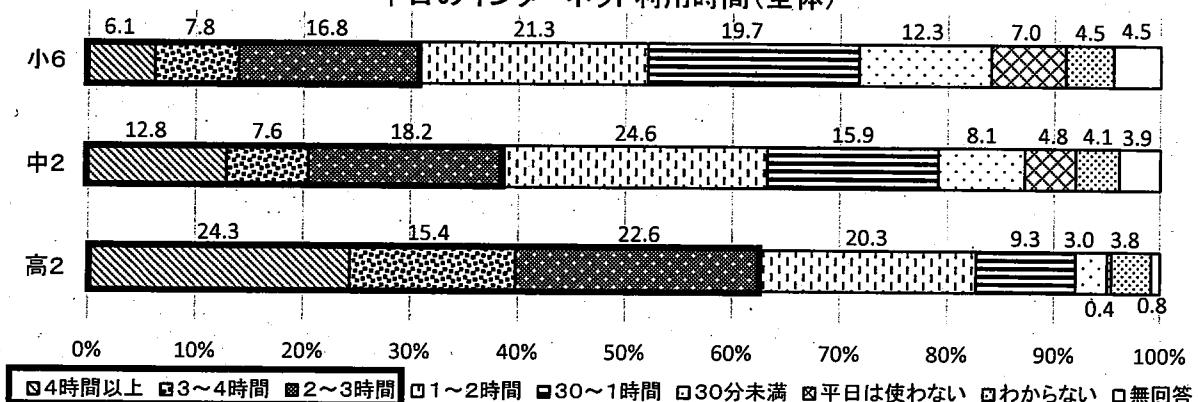
インターネットを利用していない児童・生徒も含めると、小6全体(554人)の27.1%、中2全体(542人)の34.4%、高2全体(496人)の59.5%が平日2時間以上、23.2%は1日4時間以上利用している。

全国と比較すると、全学校種でインターネットを利用している児童・生徒の平日2時間以上利用の割合は少ない。(全国 小4~6:39.4%、中1~3:61.0%、高1~3:82.6%)

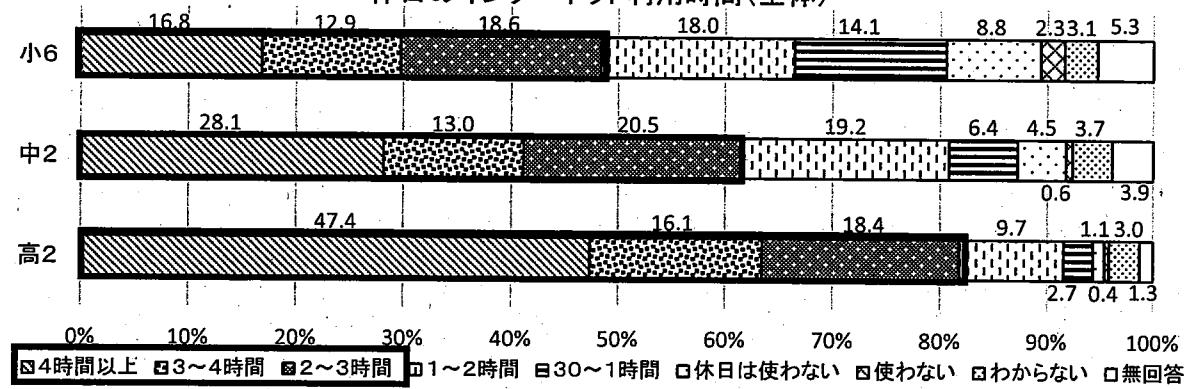
休日になると、いずれの学校種とも平日より利用時間が大幅に増えており、高2ではインターネット使用者の8割以上が2時間以上、半数近くが4時間以上の利用となっている。

なお、インターネット利用者のうち、小6はゲーム機、中2・高2はスマートフォンでの長時間利用が多い。

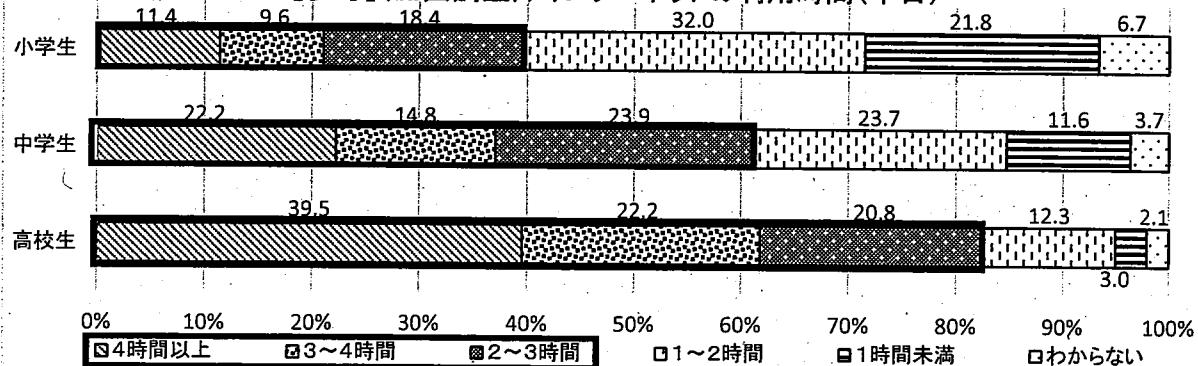
平日のインターネット利用時間(全体)



休日のインターネット利用時間(全体)



【参考】(全国調査)インターネットの利用時間(平日)



\*全国調査の数値は、小学校4年生から6年生の平均値、中学1年生から3年生の平均値、高校1年生から3年生の平均値となっており、県の調査と対象が異なる。

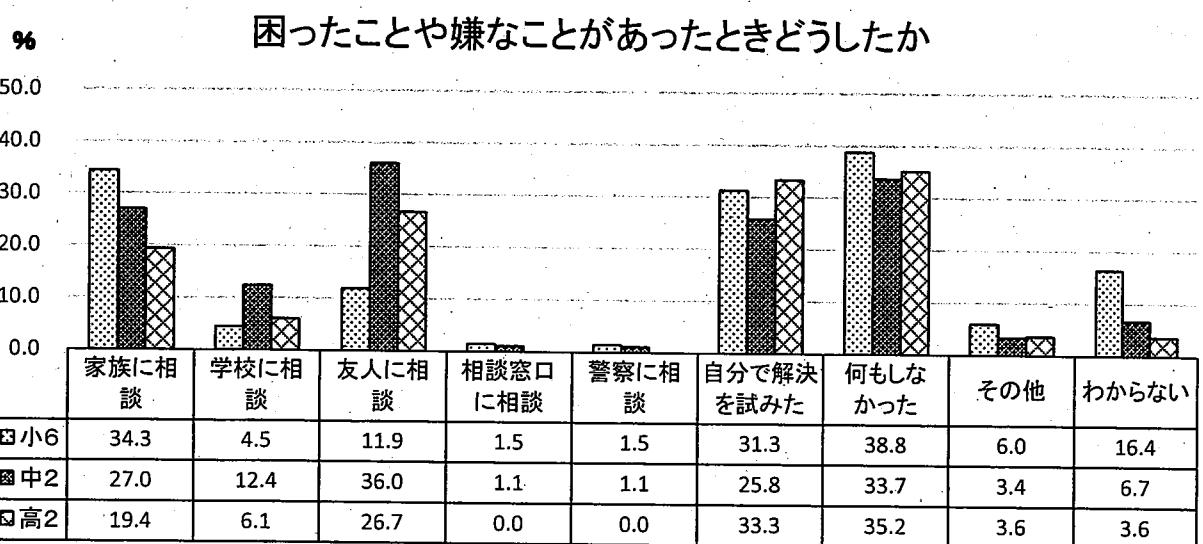
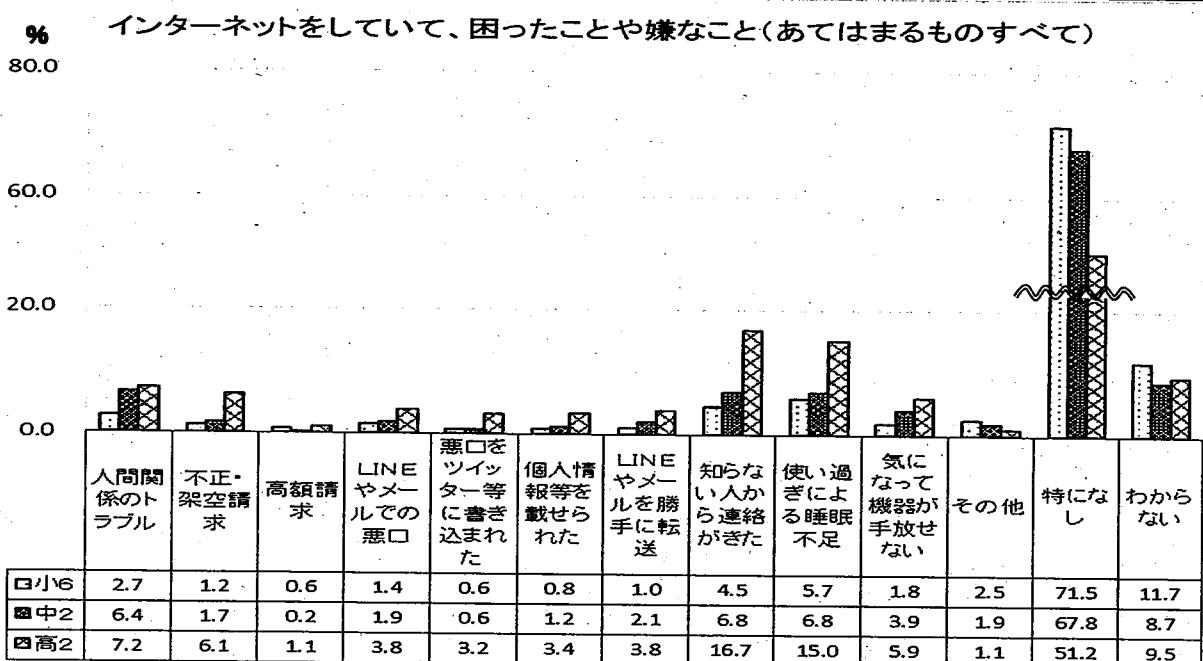
## ⑥インターネットでのトラブルの経験（対象：インターネットを利用する児童・生徒）

いずれの学校種においても「特になし」が大半であり、その割合はH27調査より増加しているが、小6については、「人間関係のトラブルがあった」が1.2ポイント増加しているほか、H27調査では該当がなかった「不正・架空請求等をされた」「高額な請求をされた」が出てきており、「LINEやメールが気になりスマートフォン等が手放せない」も微増している。H27調査とほぼ同率であるが、「知らない人から連絡が来た」を挙げた児童も4.5%ある。

高2については、「使い過ぎて睡眠不足になった」が3.1ポイント増加しているほか、LINE・メール・Twitterに悪口を書かれるケースが増加し、「人間関係のトラブル」も微増している。

困ったときの相談相手について、学校種が上がるにしたがって「家族に相談」が減少し、「友人に相談」が増加している。また、H27調査と比べ、高2において「友人に相談した」が微減した以外は、家族・学校・友人に相談した割合が増加しており、特に学校に相談した割合は全ての学校種において増加している。

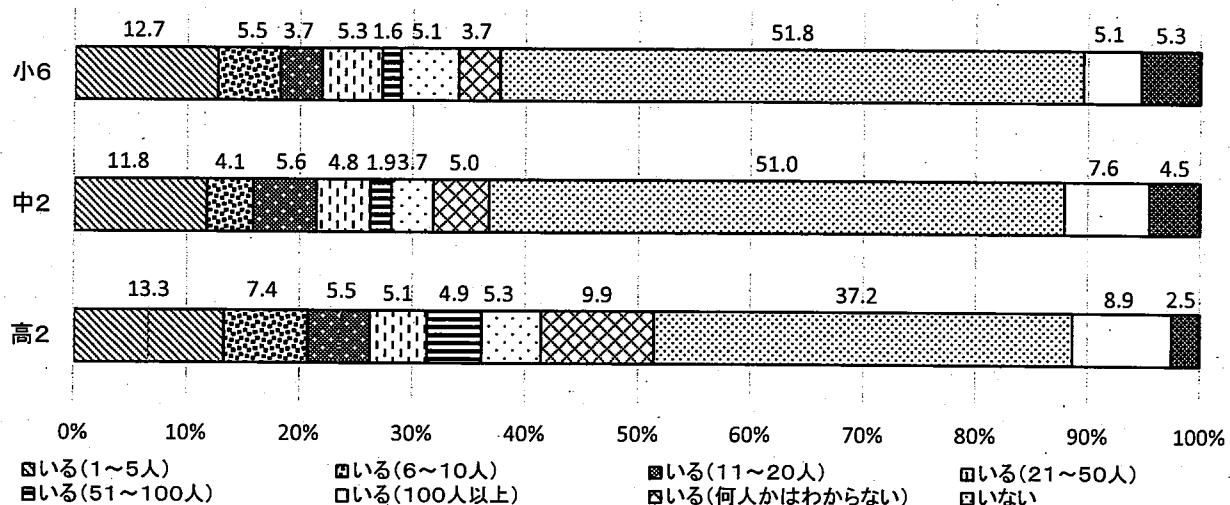
なお、困ったときや嫌なことがあったときに「何もしなかった」と回答した児童・生徒も相当数存在している。



⑦インターネット上の知り合い（対象：インターネットを利用する児童・生徒）

インターネット利用者（小6：88.1%、中2：89.3%、高2：95.4%）のうち、インターネット上の知り合いがいると回答した割合は、小6で37.7%（H27：16.5%）、中2で36.9%（H27：36.4%）、高2で51.4%（H27：37.4%）であり、小6で21.1ポイント、高2で14.0ポイント増えるなど、H27調査より大幅に増えている。また、「100人以上」と回答した児童・生徒がいずれの学校種も4～5%程度存在している。なお、知り合ったきっかけとしてはオンラインゲームが多いが、中・高ではSNSも多い。

インターネット上の知り合いの数



⑧家庭でのルール（対象：インターネットを利用する児童・生徒）

児童・生徒、保護者ともに家庭で何らかのルールがあるとする割合は全国平均を上回っており、小6・中2ではH27調査より増加しているが、高2については下がっている。

H27調査同様に「家庭でのルール」に関して子どもと保護者と児童・生徒自身の意識の差は学校種が上がるにつれて大きくなっているが、差の改善がみられる。

また、「ネット上の知り合いと会わない」というルールがある割合は小6では保護者・児童ともに3割台（保護者36.2%、児童30.5%）であるが、中2（保護者41.1%、生徒23.1%）、高2（保護者36.2%、生徒10.1%）と、認識の差が開いている。

「家庭で何らかのルールがある」と回答した児童・生徒の割合（）内は全国調査

- 小6 83.2%（小4～6：77.0%） ← H27 75.0%
- 中2 70.9%（中1～3：62.3%） ← H27 61.7%
- 高2 36.2%（高1～3：37.2%） ← H27 37.8%

「家庭で何らかのルールがある」と回答した保護者の割合（）内は全国調査

- 小6 94.6%（小4～6：85.5%） ← H27 94.2%
- 中2 91.2%（中1～3：79.5%） ← H27 90.3%
- 高2 77.4%（高1～3：58.8%） ← H27 82.0%

「家庭で何らかのルールがある」と回答した児童・生徒と保護者の割合の比較

	児童・生徒	保護者	差	H27調査における差
小6	83.2%	94.6%	11.4	19.2
中2	70.9%	91.2%	20.3	28.6
高2	36.2%	77.4%	41.2	44.2

「ネット上の知人と会わない」というルールがあると回答した児童・生徒と保護者の割合の比較

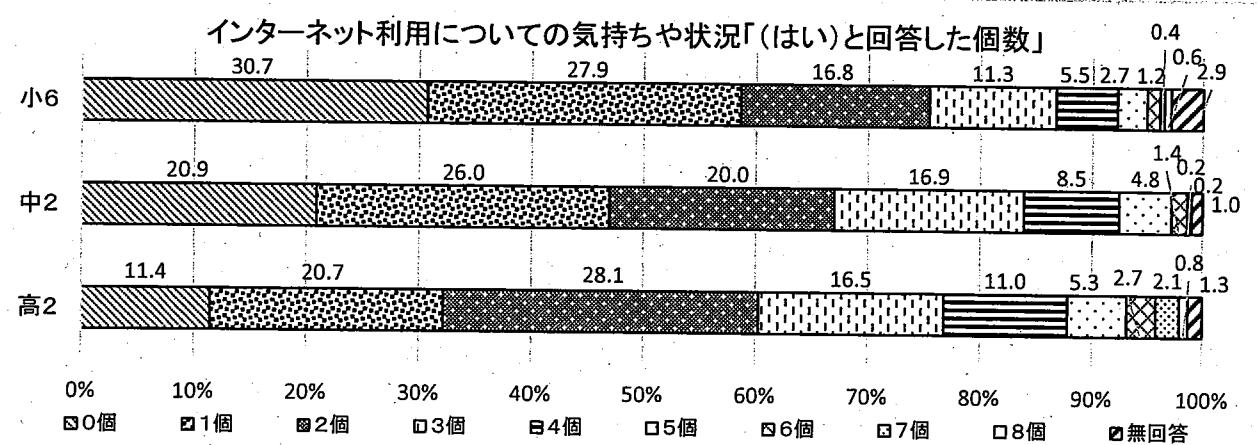
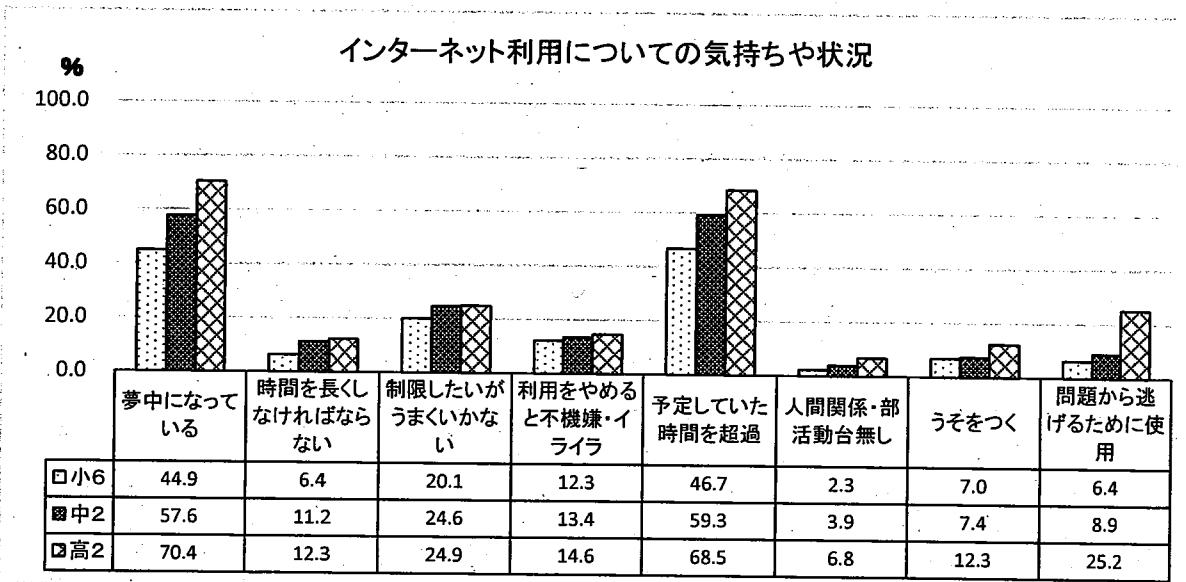
	児童・生徒	保護者	差
小6	30.5%	36.2%	5.7
中2	23.1%	41.1%	18.0
高2	10.1%	36.2%	26.1

⑨依存傾向（対象：インターネットを利用する児童・生徒）

いずれの学校種においても「インターネットに夢中になっている」「使い始めに予定していた時間よりも長い時間インターネットを使うことがある」と感じている割合が高い。

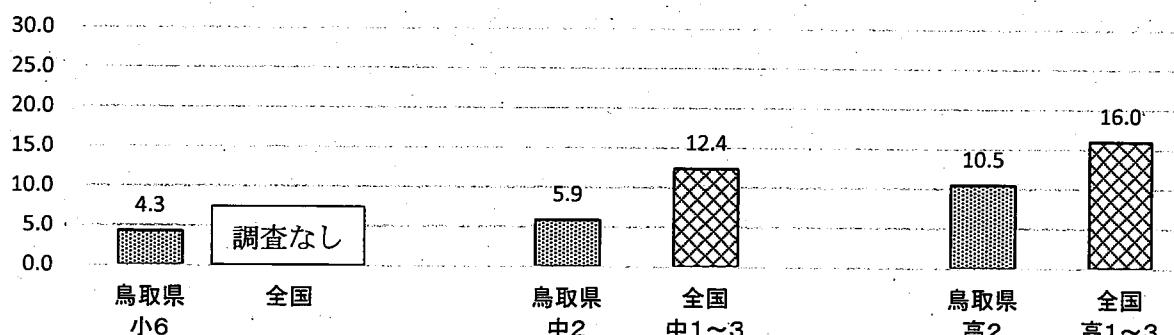
また、高2においては、インターネット利用者の約4人に1人が「問題から逃げるため、いやな気持から逃げるためにインターネットを使う」と回答している。

インターネットを利用してない者を含めた全回答者のうち、「病的な使用が疑われる」割合は全国平均（中：12.4%、高：16.0%）よりもかなり低い結果となったが、一定割合（小6：4.3%、中2：5.9%、高2：10.5%）存在。

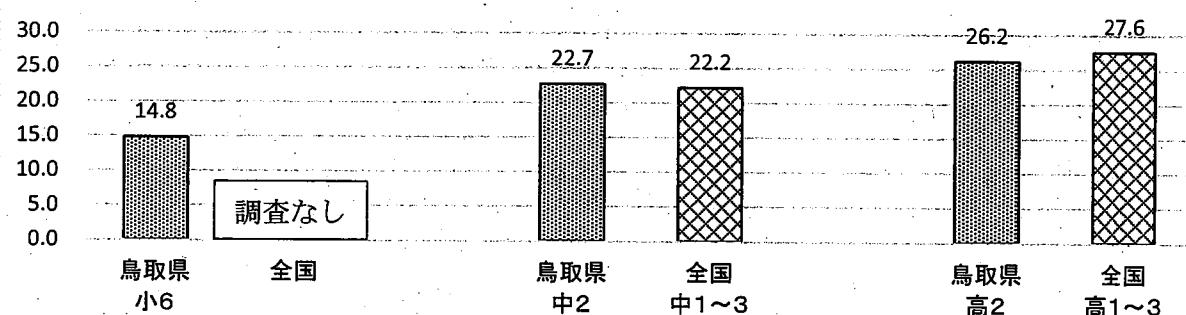


	小6	中2	高2
適応使用（0～2個）	75.4%	66.9%	60.2%
「不適応な使用」が疑われる（3～4個）	16.8%	25.4%	27.5%
「病的な使用」が疑われる（5～8個）	4.9%	6.6%	10.9%

### 「病的な使用」が疑われる児童・生徒(全回答者中に換算)



### 「不適応な使用」が疑われる児童・生徒(全回答者中に換算)

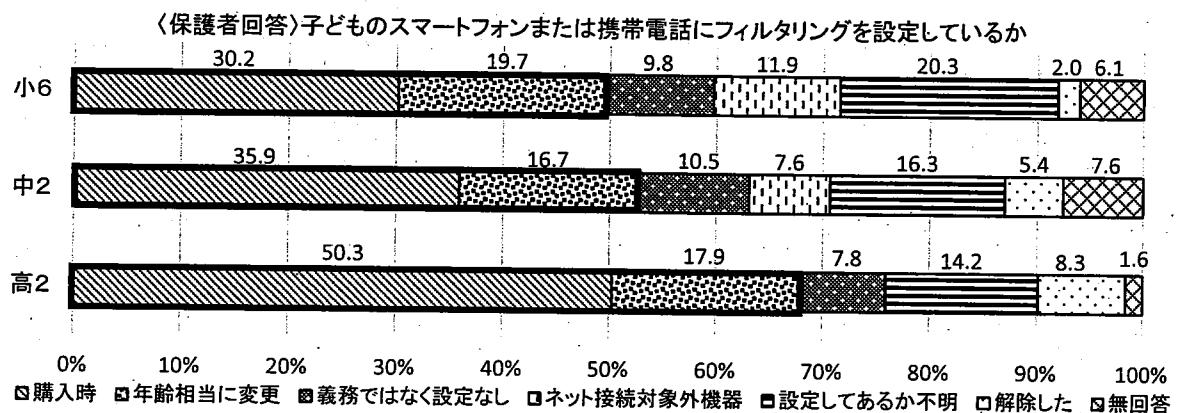


※「尾崎米厚(2018), 飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入方法の開発に関する研究, 55」では、5つ以上「はい」と答えた場合を「病的使用者」とし、3～4つを「不適応使用者」、2つ以下を「適応使用者」としている。上記全国との比較では、同研究結果を全国数値としている。

## (2) 保護者調査（小中高校生の保護者）

### ①フィルタリングの設定率（対象：子どもがスマートフォンまたは携帯電話を利用していると回答した保護者）

スマートフォンのフィルタリング設定状況をみると、学校種が上がると設定率が上がってい  
るが、「設定なし」「解除した」が合わせて十数パーセント（小6：11.8%、中2：15.  
9%、高2：16.1%）ある。



※平成30年2月に、18歳未満がスマートフォンや携帯電話の契約・機種変更をする際の店頭でのフィルタリングの設定が義務化されたため、それ以降に購入した機器には、購入時にはフィルタリングが設定された状態である。

### ②危険性について学習した経験（対象：全回答者）

学習した経験は全国平均より高く、H27調査と比べても増加しているが、年長児の保護者の学習経験は、他に比べ低い傾向にある。

「何らかの学習をしたことがある」と回答した保護者の割合

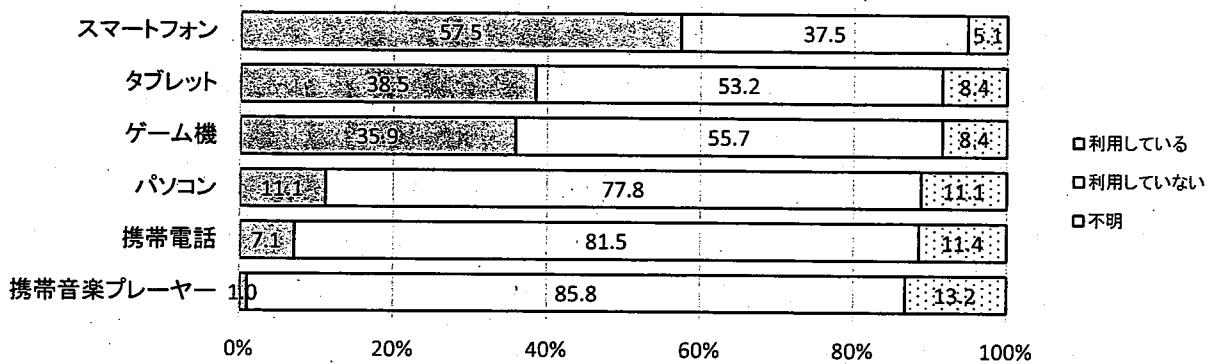
	今回調査（全国調査）	H27調査
年長児	83.3%	76.7%
小6	91.2% (小4~6: 69.6%)	90.3%
中2	91.2% (中1~3: 79.7%)	90.1%
高2	93.2% (高1~3: 79.4%)	91.2%

### (3) 年長児保護者調査

#### ①年長児の電子メディア機器利用（対象：全回答者）

H27調査と比べ、機器の利用がスマートフォンで17.3ポイント、タブレットで15.3ポイント増加しており、未就学児の6割弱がスマートフォンを、4割弱がタブレットやゲーム機を利用している。

年長児の電子メディア機器利用状況



#### ②年長児のインターネット利用率

（対象：全回答者）

年長児の半数以上が、いずれかの電子メディア機器でインターネットを利用している。

いずれかの機器で「インターネットを利用している」と答えた割合（）内は全国調査

○年長児 55.2%（全国（5歳）：67.8%）

#### ③年長児のスマートフォン利用率

（対象：全回答者）

年長児のスマートフォン利用率はH27調査から大幅に増加（H27: 40.2%）。全年長児の38.2%がスマートフォンでインターネットを利用している。

子ども（年長児）が「スマートフォンを利用している」と回答した保護者 57.5%

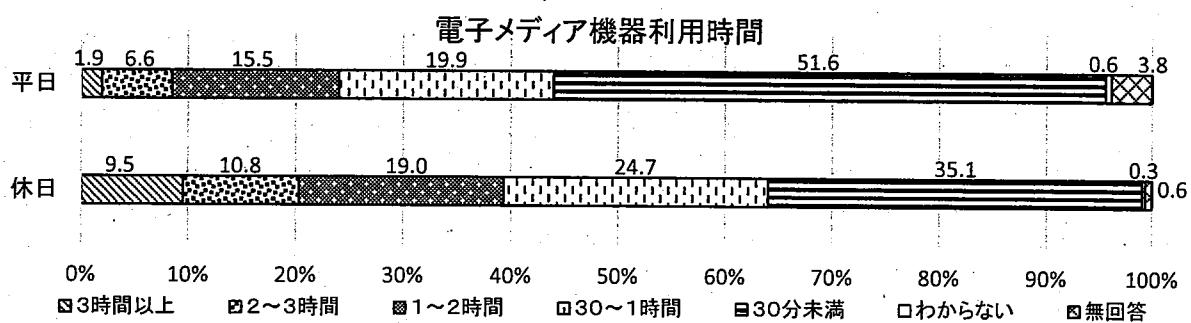
そのうち「インターネットを利用している」と回答した保護者 66.5%

→スマートフォンでインターネットを利用している年長児 38.2%

#### ④電子メディア機器の利用時間（対象：子どもがいずれかの機器を利用していると回答した保護者）

平日は30分未満が半数以上だが、電子メディア機器を利用している年長児の24.0%（全年長児の19.2%）が1時間以上利用しており、H27調査と比べて6.9ポイント（全年長児では7.3ポイント）増加している。2時間以上は8.5%（全年長児の6.8%）。

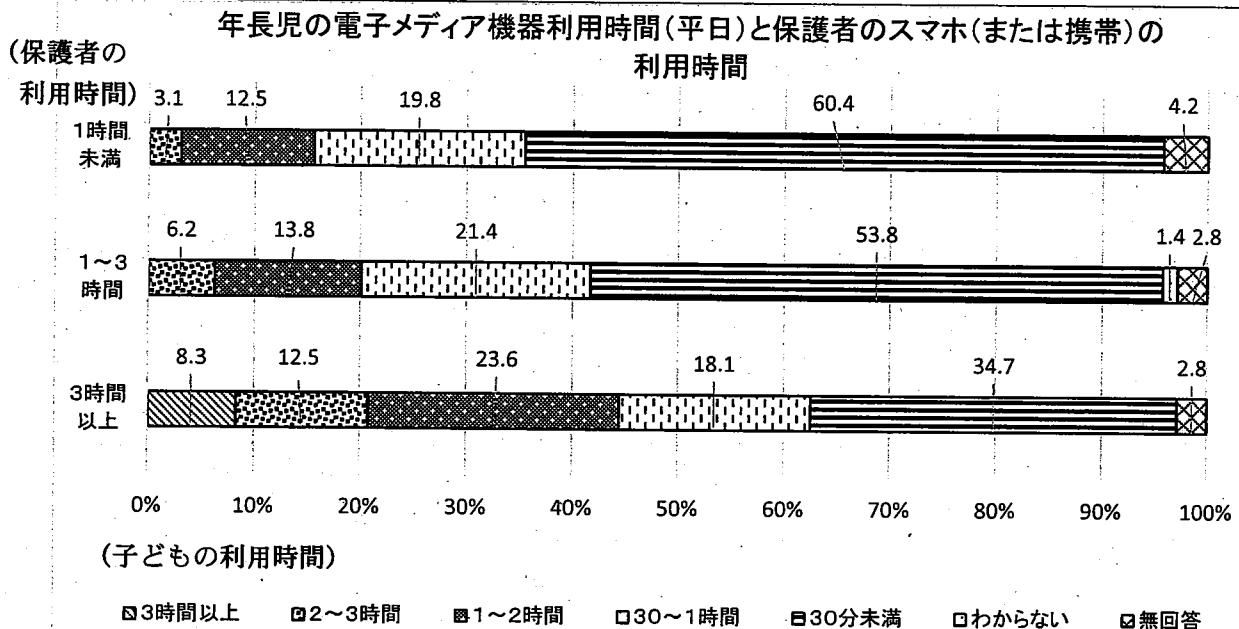
休日は電子メディア機器を利用している年長児の39.2%（全年長児の31.4%）が1時間以上利用しており、この中でも9.5%（全年長児の7.6%）が3時間以上利用している。休日に利用時間が伸びる傾向がうかがえる。



## ⑤年長児の電子メディア機器利用時間(平日)と保護者のスマホ(または携帯電話)利用時間

保護者のスマートフォンまたは携帯電話利用時間が長いほどその子ども(年長児)の電子メディア機器利用時間が1~2時間、2~3時間、3時間以上のいずれの割合も増加し、保護者の利用時間が長くなるほどその子どもの利用が長くなる傾向がみられた。

特に、保護者が3時間以上利用する場合には、その子どもが1時間以上利用する割合は44.4%（保護者1時間未満の場合：15.6%、保護者1~3時間の場合：20%）、うち子どもの2時間以上の利用の割合20.8%（保護者1時間未満の場合：3.1%、保護者1~3時間の場合：6.2%）と高率であり、保護者が3時間未満の利用の場合には見られなかった子どもの3時間以上の利用もそのうち8.3%存在していた。

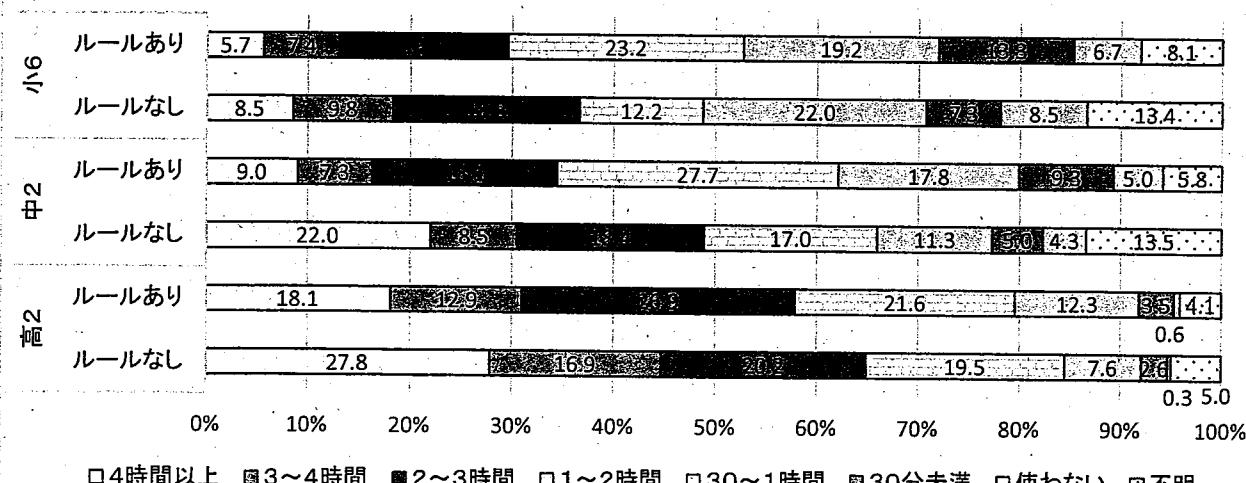


## (4) 生活習慣等との関係

### ①家庭でのルールの有無とインターネット利用時間について

全ての学校種において、家庭でのルールがない児童・生徒ほど3時間以上インターネットを利用している割合が多く、小・中学生では、2時間以上利用している割合も多くなる。

クロス 家庭でのルールの有無とインターネット利用時間について

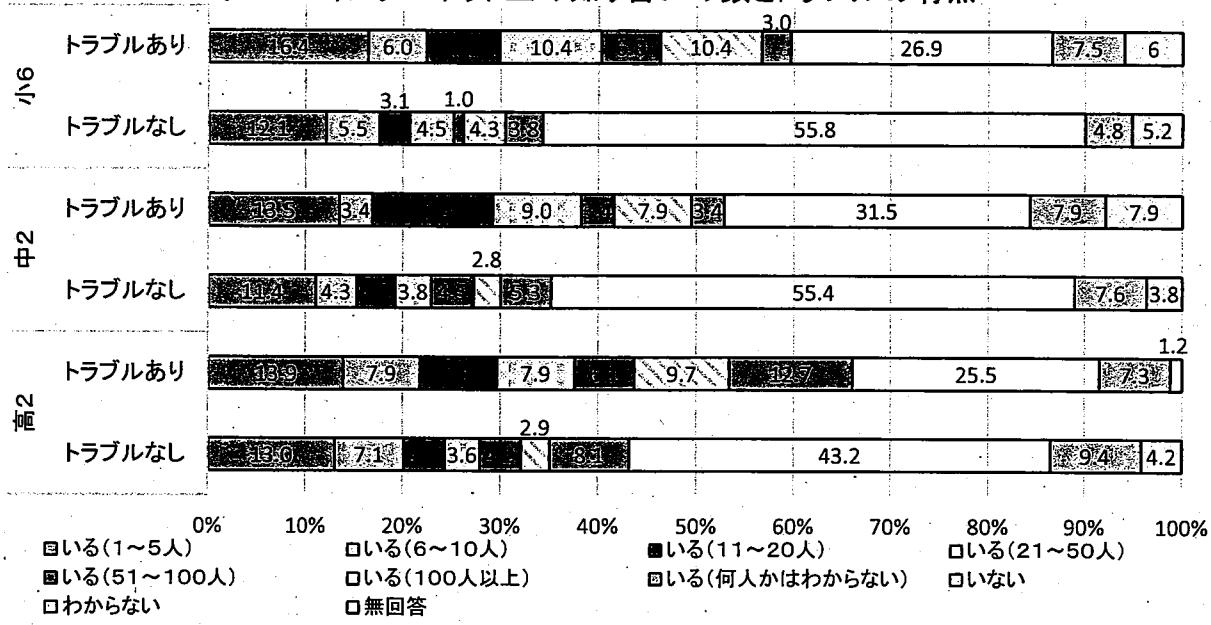


## ②インターネット上の知り合いの数とトラブル経験の有無

全ての学校種において、トラブル経験のない児童・生徒のインターネット上の知り合いがいない割合が高く、トラブル経験のない児童・生徒のほうがインターネット上の知り合いの数が少ない傾向にある。

特に知り合いの数が10人を超えたところで、「トラブル経験あり」の割合と「トラブル経験なし」の割合が開く傾向がみられる。

クロス インターネット上の知り合いの数とトラブルの有無



## ③依存傾向の有無と生活習慣等の関係（高校2年生）

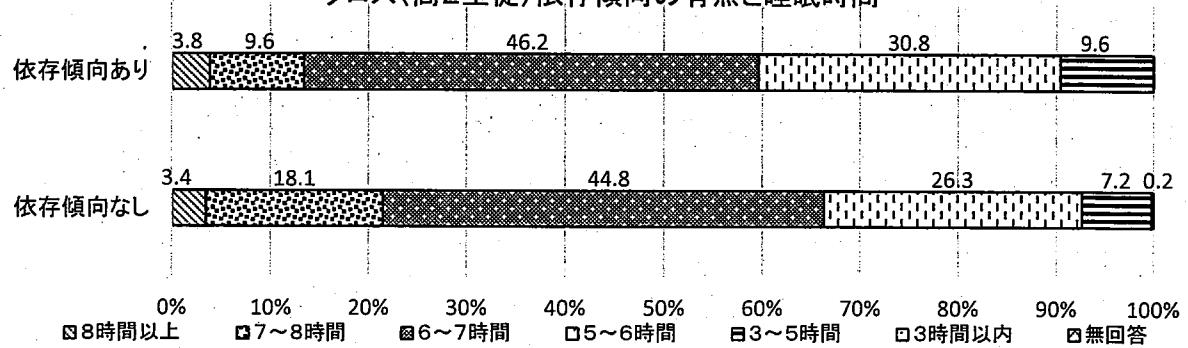
依存傾向のある生徒のほうが、睡眠時間が短い傾向にある。

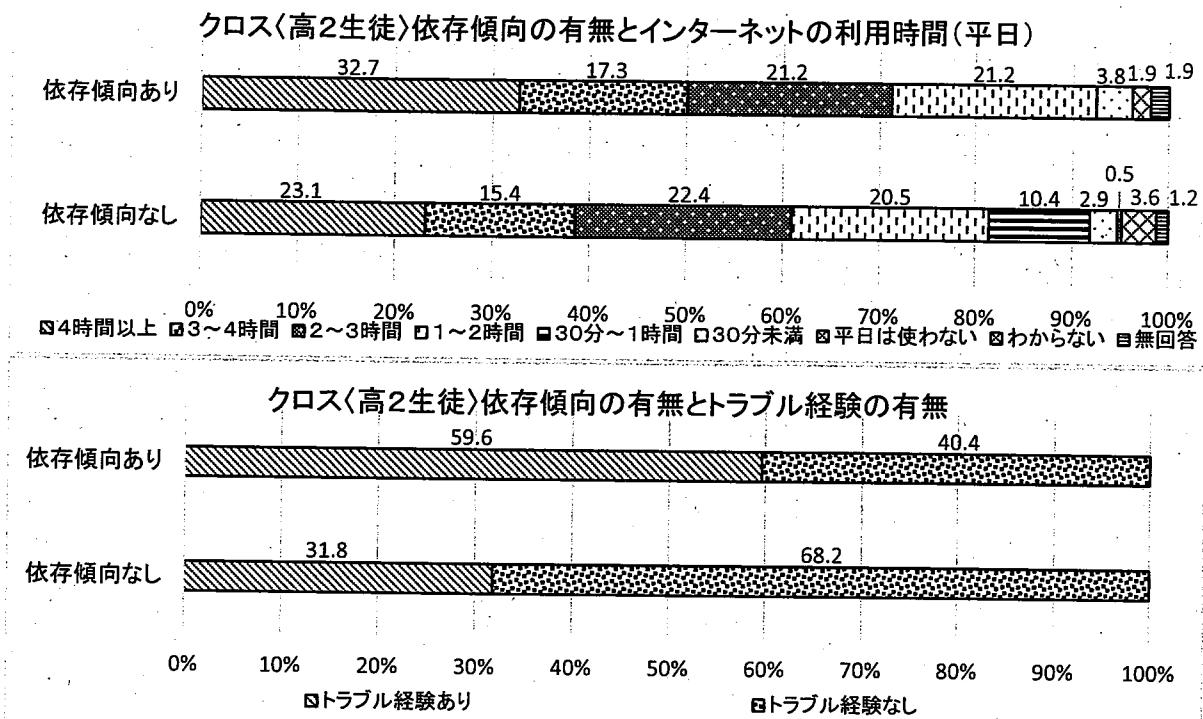
依存傾向がある生徒のほうが、インターネット利用時間が長く、依存傾向のある生徒がインターネットを平日3時間以上利用している割合は半数に及び、3人に1人は4時間以上利用している。

依存傾向のある生徒のほうが、トラブルを経験している割合が多い。

※小6と中2は「依存傾向あり」の標本数が50未満のため分析の対象から除いている。

クロス(高2生徒)依存傾向の有無と睡眠時間





#### 【参考調査】インターネット利用と読書の関係について

平成31年3月に策定した「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）」において、インターネット利用の普及・低年齢化にかんがみ、計画期間中にインターネット利用と読書活動に関する実態把握を行い、今後の方向性を検討するとしており、実態把握の一環として、本調査において読書時間等についてもあわせて調査を行った。この結果については、同ビジョンの計画期間中に別途実施予定の「子どもの読書活動に関するアンケート」調査結果とあわせ、子どもの読書活動推進に関する検討の中で活用していく。

「読書をまったくしない」割合「2時間以上読書をする」割合のいずれも、ネット利用時間が長くなるほど増える傾向にあるが、「ネットを利用しない」場合にはいずれも1時間未満利用する場合よりも高く、ネットを1時間未満利用する層が最も読書をしている（小6・中2のみの分析。高2は「ネットを利用しない層」のサンプルが少ないので分析を行っていない）。長時間のネット利用は読書時間を減少させるが長時間にわたらないネット利用は読書傾向に対してプラスに働く可能性があること、ネットをすることで読書をしなくなる層のほかネットも読書も長時間する層も存在することがわかる。

「読書をする」層は読書をしない層に比べ、インターネットを勉強に利用している割合が高く、ニュース、情報検索、電子書籍といった情報を得る手段として利用している割合も高い一方、「読書をしない」層については、動画、ゲーム等にインターネットを利用する割合が高く、中2においてはSNSに利用する割合も高かった。

#### 4 今後の対応

市町村教育委員会及び各学校、PTA、県警本部、知事部局等の関係機関と連携しながら、子どもたちが電子メディア機器と正しく付き合うための施策を検討・充実する。

・児童・生徒がインターネット利用の危険性やルールについて学校・家庭等で学び、考え、話し合う機会の充実

例) ○毎年度作成する情報モラル教育教材（電子メディアとの付き合い方学習ノート）において、依存・人間関係のトラブル・犯罪被害等の防止を意識した事例を取り上げ、学校や家庭で学び、

考え、話し合う機会を充実

- 児童・生徒のワークショップ等で全県共通の標語を作成し、今後の啓発に活用
- 電子メディアとの付き合い方に係る自由研究の支援企画を実施
- 学校への情報モラル教育専門家の派遣事業の対象校数増と疑似体験型授業のメニュー化
- 幼稚園教諭・保育士等に対する研修・啓発
- ・乳幼児保護者も含め保護者が子どものインターネット利用の実態、家庭での話し合いやルールづくりの必要性について学ぶ機会の充実
- 例) ○ P T A と連携したフォーラム等
- 乳幼児保護者対象の啓発チラシ・イベント等
- 保護者研修会等への講師派遣事業について乳幼児保護者等による活用を促進